



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

658	随意契約の相手方の決定	(広報課).....	1
659	平成29年度自衛官募集	(市町村課).....	2
660	瀬戸内海環境保全特別措置法第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可申請	(環境管理課).....	4
661	介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定	(長寿社会課).....	5
662	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(").....	6
663	身体障害者福祉法による医師の指定の辞退	(障害福祉課).....	6
664	指定障害児通所支援事業者の廃止	(").....	7
665	救急病院の認定	(医務課).....	7
666	保安林の指定施業要件の変更	(森林整備課).....	7
667	漁船損害等補償法の規定による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅	(資源管理課).....	7
668	道路の区域変更	(道路保全課).....	8
669	道路の供用開始	(").....	8
670	急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課).....	8
671	道路の位置の指定	(都市政策課).....	9
672	使用料の出納事務の委託	(建築住宅課).....	9
673	海岸保全区域の指定	(港湾空港振興課).....	10
674	"	(").....	11
675	"	(").....	11
676	"	(").....	12
677	"	(").....	13
678	昭和38年和歌山県告示第323号(海岸保全区域の指定)の一部改正	(").....	14

○ 人事委員会告示

5	平成29年度第1回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員採用試験の実施	14
---	---	-------	----

○ 公告

	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課).....	18
	"	(").....	18

○ 監査公表

	監査公表第10号	18
--	----------	-------	----

告 示

和歌山県告示第658号

平成29年度県政広報テレビ番組の制作及び放送事業の委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下

「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成29年5月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成29年度県政広報テレビ番組の制作及び放送事業 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県広報課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成29年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社テレビ和歌山
和歌山市栄谷151番地
- 5 随意契約に係る契約金額
168,972,254円（うち消費税及び地方消費税の額12,516,463円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第1号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第659号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官の平成29年度募集について、次のとおり告示する。

平成29年5月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 募集種目及び採用予定時期
 - (1) 募集種目
 - ア 自衛官候補生（男子）
 - イ 自衛官候補生（女子）
 - (2) 採用予定時期
平成29年8月上旬から同年9月下旬まで又は平成30年3月下旬から同年4月上旬まで
- 2 試験期日、試験場及び試験種目

(1) 男子

試験期日	試験場	試験種目
平成29年6月24日（土）	和歌山市	1 筆記試験 （国語、数学、社会及び作文） 2 口述試験 3 適性検査 4 身体検査
平成29年8月2日（水）	和歌山市	
平成29年8月10日（木）	和歌山市	
平成29年9月22日（金）	和歌山市	
平成29年9月23日（土）	和歌山市	

平成29年9月28日（木）	田辺市	
平成29年10月31日（火）	和歌山市	
平成29年11月25日（土）	和歌山市	
平成29年12月16日（土）	和歌山市	
*試験期日及び試験場については、志願票提出後に自衛隊和歌山地方協力本部にて指定する。		

(2) 女子

試験期日	試験場	試験種目
平成29年6月24日（土）	和歌山市	1 筆記試験 （国語、数学、社会及び作文） 2 口述試験 3 適性検査 4 身体検査
平成29年7月29日（土）	和歌山市	
平成29年9月23日（土）	和歌山市	
平成29年11月25日（土）	和歌山市	
*試験期日及び試験場については、志願票提出後に自衛隊和歌山地方協力本部にて指定する。		

3 受付期間

試験期日の前日まで

4 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在において18歳以上27歳未満の者であって、次のいずれにも該当しないもの

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 受験手続

(1) 志願書類の請求

県内の市町村役場又は自衛隊和歌山地方協力本部、同地域事務所若しくは同募集案内所に請求すること。

名称	所在地	電話番号
本部	〒640-8287 和歌山市築港一丁目14-6	073-422-5116
橋本地域事務所	〒648-0073 橋本市市脇一丁目3-2 KK6ビル3階	0736-32-0744
和歌山募集案内所	〒640-8331 和歌山市美園町五丁目1-2 新橋ビル2階	073-432-4479
有田募集案内所	〒649-0316 有田市宮崎町106-2	0737-82-6631
御坊地域事務所	〒644-0012 御坊市湯川町小松原410-1 丸仁第1ビル1階	0738-23-0020

田辺地域事務所	〒646-0004 田辺市下万呂564-2 宮本ビル	0739-24-6219
新宮地域事務所	〒647-0053 新宮市五新1-24 三栄コーポレーションビル1階	0735-21-3449

(2) 提出書類及び提出先

志願者は、自衛官候補生志願票1通及び受験票を(1)の機関に持参し、又は郵送すること。

(3) その他

志願書類の提出後又は受験後、住所を変更したときは、速やかに志願票を提出した(1)の機関に連絡すること。

6 採用予定者への通知

(1) 選抜基準に達した者には、採用候補者名簿記載通知書を送付する。

(2) 不合格者には通知しない。

(3) 採用候補者は、採用候補者名簿に記載され、その後採用枠に応じて採用予定通知書を送付する。通知時期については、試験時に知らせる。

7 その他

(1) 受験のための旅費は、各自の負担とする。

(2) 入隊時に再度身体検査を行うが、その際、採用基準に満たない場合は、不採用となることがあるので、健康管理には十分注意すること。

なお、併せて薬物検査を実施する。

和歌山県告示第660号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成29年5月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請の概要

(1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名

住所 和歌山県橋本市柱本226-2

氏名又は名称 鴻池・三友・藤平特定建設工事共同企業体

国道371号(仮称新紀見トンネル)道路改良工事

現場代理人 木村圭吾

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

所在地 和歌山県橋本市柱本199-1

名称 国道371号(仮称新紀見トンネル)道路改良工事

(3) 特定施設に関する事項

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成29年5月19日から同年6月9日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び橋本市市民生活部生活環境課

別表1

種類	基数	能力	使用開始予定年月日	1日当たりの使用時間	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態										
					区分	汚水等の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	六価クロム化合物 (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm ³)
第55号 バッチャー プラント (HMCP-500W)	1	生コンクリート 30m ³ /時	既設	4時間/日	通常	3	11	10	10	1000	2	2	2	<0.02	500
					最大	3	11.5	15	15	3000	3	2.5	5	<0.02	<1000

別表2

種類及び構造形式	主要寸法 (m)	能力 (m ³ /日)	汚水等の処理方式	設置年月日又は使用開始予定年月日	汚水等の処理施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態												
					区分	汚水等の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	六価クロム化合物 (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm ³)		
濁水処理設備	鉄骨及び鋼板 W4.0 × L31.0 × H5.5	1440	中和凝集沈殿脱水	平成29.6.19	通常	処理前	425	8.0-10.0	2.5	2.5	300	0.5	0.1	ND	ND	0	
						処理後	425	5.8-8.6	2.5	2.5	10	0.5	0.1	ND	ND	0	
						最大	処理前	1385	8.0-10.0	3.8	3.8	750	0.7	0.6	ND	ND	0
							処理後	1385	5.8-8.6	3.8	3.8	17	0.7	0.6	ND	ND	0

別表3

排水口名	排水水の量及び汚染状態										
	区分	汚水等の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	六価クロム化合物 (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm ³)
排水口No. 1	通常	353	5.8-8.6	2.5	2.5	10	0.5	0.1	ND	ND	0
	最大	1321	5.8-8.6	3.8	3.8	17	0.7	0.6	ND	ND	0
排水口No. 2, 3	通常	雨水専用	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最大	雨水専用	-	-	-	-	-	-	-	-	-

和歌山県告示第661号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成29年5月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071001279	株式会社なのはな	居宅介護支援事業所 なのはな	和歌山県橋本市橋本1-2-14	居宅介護支援	平成 29.5.1	平成 35.4.30

和歌山県告示第662号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成29年5月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3072300878	株式会社アイドル	サポート新宮	和歌山県新宮市新宮3651-1	訪問介護 介護予防訪問介護	平成 29.5.1 平成 29.5.1	平成 35.4.30 平成 30.3.31
3062590082	合同会社ネオ	訪問看護ステーション フレッタ	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字天満30-19	訪問看護 介護予防訪問看護	平成 29.5.1 平成 29.5.1	平成 35.4.30 平成 35.4.30
3071601391	和の郷株式会社	デイサービス和の郷	和歌山県有田郡広川町大字広81番地の8	通所介護 介護予防通所介護	平成 29.5.1 平成 29.5.1	平成 35.4.30 平成 30.3.31
3072201621	医療法人外科内科辻 医院	中屋敷イストワール	和歌山県田辺市中屋敷町21番地の1	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	平成 29.5.1 平成 29.5.1	平成 35.4.30 平成 35.4.30

和歌山県告示第663号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた医師から指定の辞退の届出があった。

平成29年5月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	辞退年月日
児玉芳季	泌尿器科	紀南病院	田辺市新庄町46-70	平成 29.3.31
二澤省二	内科・小児科・放射線科	医療法人光仁会二澤医院	和歌山市島26-81	平成 29.3.31
竹原平	外科・内科・脳神経外科・整形外科・神経内科	竹原外科内科医院	和歌山市西浜1004番地の1	平成 29.4.30

	・呼吸器内科・ 循環器内科・消 化器内科			
--	----------------------------	--	--	--

和歌山県告示第664号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定に基づき指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成29年5月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3052200122	デイサービス上屋敷	田辺市上屋敷二丁目12番7号	放課後等デイサービス	株式会社たちき	和歌山市東高松二丁目9番16号	平成29.5.17

和歌山県告示第665号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成29年5月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 和歌山県立医科大学附属病院
- 2 所在地 和歌山市紀三井寺811番地1
- 3 有効期限 平成32年5月8日

和歌山県告示第666号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年5月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養かん
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第667号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成25年和歌山県告示第592号（漁船損害等補償法の規定による加入区についての同意）による指定漁船

を普通損害保険に付すべき義務は、平成29年5月16日限りで消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成29年5月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

加入区の名称

加太、西脇、雑賀崎、田野浦、毛見浦、冷水浦、塩津、戸坂、大崎、下津、初島、箕島町、逢井、千田、田村、栖原、湯浅中央、唐尾、衣奈浦、小引浦、大引、由良浦、由良町、比井崎、三尾、美浜町、御坊市、印南町、南部町、田辺、湊浦、白浜、堅田、日置、すさみ、串本、大島、須江、樫野、古座、西向、津荷、下田原、太地、浦神、勝浦、宇久井、三輪崎及び新宮

和歌山県告示第668号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年5月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 垣内貴志川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市桃山町調月字里子谷2506番14地内	旧	7.10 } 17.69	53.60	
同上	新	8.44 } 17.84	53.60	

和歌山県告示第669号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年5月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 垣内貴志川線

供用開始の区間 紀の川市桃山町調月字里子谷2506番14地内

供用開始の期日 平成29年5月19日

和歌山県告示第670号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成29年5月19日

1 初湯川猪谷2地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から7号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において標柱5号と6号を結ぶ線は二級河川猪谷川との官民境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	日高郡	日高川町	初湯川	大屋	1518番	
2号	〃	〃	〃	〃	1503番	
3号	〃	〃	〃	〃	1501番2	
4号	〃	〃	〃	〃	1501番2	
5号	〃	〃	〃	〃	1422番	
6号	〃	〃	〃	〃	1488番	
7号	〃	〃	〃	〃	1485番	

2 藤藪平地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から6号までを順次結んだ線及び標柱1号と6号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において標柱5号と6号を結ぶ線は町道添野川日置川線との官民境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	東牟婁郡	古座川町	添野川	藤藪平	837番	
2号	〃	〃	〃	下地東平	1549番1	
3号	〃	〃	〃	〃	1550番	
4号	〃	〃	〃	〃	1550番	
5号	〃	〃	〃	藤藪平	843番1	
6号	〃	〃	〃	〃	832番2	

和歌山県告示第671号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成29年5月19日

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3380	岩出市相谷字木ノ下124番1の一部、126番6の一部	大阪府岸和田市箕土路町一丁目9番5号 株式会社向建 代表取締役 中嶋勉	平成 29.5.9	6.00 ┌ 6.30	65.00

和歌山県告示第672号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、和歌山県営住宅、特定公共賃貸住宅及びこれらの駐車場の使用料の収納事務を平成29年4月1日から次の者に委託した。

平成28年和歌山県告示第513号（使用料の出納事務の委託）は、平成29年3月31日限り廃止した。

平成29年5月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山市十三番町30番地 和歌山県住宅供給公社

和歌山県告示第673号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定し、平成21年和歌山県告示第750号（海岸保全区域の指定）は、廃止する。

平成29年5月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 海岸の名称

和歌山県紀州灘沿岸小浦漁港海岸小浦地区

2 指定場所

和歌山県日高郡日高町大字小浦地先

3 基点の表示

基点1	北緯33度55分30秒8522	東経135度04分20秒6487の地点
基点2	北緯33度55分34秒1831	東経135度04分22秒0238の地点
基点3	北緯33度55分36秒8362	東経135度04分22秒8113の地点
基点4	北緯33度55分39秒5115	東経135度04分25秒4690の地点
基点5	北緯33度55分40秒6357	東経135度04分27秒3406の地点
基点6	北緯33度55分41秒2841	東経135度04分27秒9368の地点
基点7	北緯33度55分41秒4261	東経135度04分28秒8465の地点
基点8	北緯33度55分41秒7162	東経135度04分31秒0410の地点
基点9	北緯33度55分41秒5910	東経135度04分31秒2971の地点
基点10	北緯33度55分41秒6123	東経135度04分32秒0144の地点
基点11	北緯33度55分41秒4820	東経135度04分33秒1809の地点
基点12	北緯33度55分41秒3496	東経135度04分34秒1508の地点
基点13	北緯33度55分41秒1068	東経135度04分34秒7903の地点
基点14	北緯33度55分40秒5577	東経135度04分37秒2978の地点
基点15	北緯33度55分40秒3232	東経135度04分38秒0164の地点
基点16	北緯33度55分40秒4807	東経135度04分38秒6783の地点
基点17	北緯33度55分39秒9571	東経135度04分39秒0988の地点
基点18	北緯33度55分39秒6980	東経135度04分38秒6488の地点
基点19	北緯33度55分37秒7294	東経135度04分40秒0693の地点
基点20	北緯33度55分36秒4432	東経135度04分40秒3847の地点
基点21	北緯33度55分36秒0571	東経135度04分37秒4102の地点
基点22	北緯33度55分38秒7641	東経135度04分36秒1445の地点
基点23	北緯33度55分40秒0180	東経135度04分30秒8639の地点
基点24	北緯33度55分36秒3103	東経135度04分26秒3758の地点
基点25	北緯33度55分31秒2639	東経135度04分24秒2622の地点

4 指定区域

基点1から25までの各点を順次結んだ線及び基点25と基点1とを結んだ線により囲まれた区域

和歌山県告示第674号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成29年5月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 海岸の名称

和歌山県紀州灘沿岸津久野漁港海岸津久野地区

2 指定場所

和歌山県日高郡日高町大字津久野地先

3 基点の表示

- | | | |
|------|-----------------|---------------------|
| 基点1 | 北緯33度55分29秒3285 | 東経135度04分46秒3464の地点 |
| 基点2 | 北緯33度55分28秒8037 | 東経135度04分46秒6808の地点 |
| 基点3 | 北緯33度55分28秒3099 | 東経135度04分46秒8160の地点 |
| 基点4 | 北緯33度55分28秒2061 | 東経135度04分46秒9093の地点 |
| 基点5 | 北緯33度55分28秒1019 | 東経135度04分47秒1064の地点 |
| 基点6 | 北緯33度55分27秒5886 | 東経135度04分47秒1534の地点 |
| 基点7 | 北緯33度55分27秒0381 | 東経135度04分47秒1171の地点 |
| 基点8 | 北緯33度55分26秒3977 | 東経135度04分46秒9922の地点 |
| 基点9 | 北緯33度55分25秒8344 | 東経135度04分46秒8516の地点 |
| 基点10 | 北緯33度55分25秒3222 | 東経135度04分46秒5191の地点 |
| 基点11 | 北緯33度55分24秒9914 | 東経135度04分46秒2609の地点 |
| 基点12 | 北緯33度55分24秒7514 | 東経135度04分46秒1440の地点 |
| 基点13 | 北緯33度55分24秒2124 | 東経135度04分45秒7335の地点 |
| 基点14 | 北緯33度55分23秒6082 | 東経135度04分45秒0936の地点 |
| 基点15 | 北緯33度55分23秒7089 | 東経135度04分44秒8573の地点 |
| 基点16 | 北緯33度55分23秒5708 | 東経135度04分43秒9569の地点 |
| 基点17 | 北緯33度55分23秒5294 | 東経135度04分43秒3986の地点 |
| 基点18 | 北緯33度55分23秒5001 | 東経135度04分42秒1123の地点 |
| 基点19 | 北緯33度55分23秒4255 | 東経135度04分40秒4192の地点 |
| 基点20 | 北緯33度55分22秒8732 | 東経135度04分39秒6671の地点 |
| 基点21 | 北緯33度55分23秒0199 | 東経135度04分39秒4142の地点 |
| 基点22 | 北緯33度55分24秒8026 | 東経135度04分41秒6823の地点 |
| 基点23 | 北緯33度55分24秒6757 | 東経135度04分44秒1502の地点 |
| 基点24 | 北緯33度55分27秒1906 | 東経135度04分45秒9535の地点 |
| 基点25 | 北緯33度55分28秒9071 | 東経135度04分45秒4450の地点 |

4 指定区域

基点1から25までの各点を順次結んだ線及び基点25と基点1とを結んだ線により囲まれた区域

和歌山県告示第675号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成29年5月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 海岸の名称

和歌山県紀州灘沿岸比井漁港海岸比井地区

2 指定場所

和歌山県日高郡日高町大字比井地先

3 基点の表示

基点1 北緯33度55分05秒3315 東経135度04分46秒4192の地点
基点2 北緯33度55分07秒0110 東経135度04分47秒9953の地点
基点3 北緯33度55分07秒7903 東経135度04分48秒9016の地点
基点4 北緯33度55分08秒2701 東経135度04分47秒9125の地点
基点5 北緯33度55分09秒4951 東経135度04分48秒3357の地点
基点6 北緯33度55分09秒6483 東経135度04分48秒8089の地点
基点7 北緯33度55分09秒9452 東経135度04分49秒2352の地点
基点8 北緯33度55分10秒0419 東経135度04分49秒2047の地点
基点9 北緯33度55分10秒6886 東経135度04分50秒1561の地点
基点10 北緯33度55分11秒4520 東経135度04分51秒5443の地点
基点11 北緯33度55分11秒6341 東経135度04分51秒4291の地点
基点12 北緯33度55分11秒8849 東経135度04分51秒9576の地点
基点13 北緯33度55分10秒3469 東経135度04分54秒9138の地点
基点14 北緯33度55分10秒7862 東経135度04分55秒2758の地点
基点15 北緯33度55分10秒4522 東経135度04分55秒9178の地点
基点16 北緯33度55分10秒0138 東経135度04分55秒5893の地点
基点17 北緯33度55分09秒1336 東経135度04分57秒3140の地点
基点18 北緯33度55分06秒5325 東経135度04分57秒9381の地点
基点19 北緯33度55分02秒9014 東経135度04分59秒7797の地点
基点20 北緯33度55分01秒7650 東経135度04分59秒7683の地点
基点21 北緯33度55分00秒5032 東経135度04分59秒4274の地点
基点22 北緯33度54分59秒9743 東経135度04分58秒4942の地点
基点23 北緯33度54分59秒2058 東経135度04分57秒7845の地点
基点24 北緯33度55分00秒0367 東経135度04分56秒5792の地点
基点25 北緯33度55分02秒3199 東経135度04分58秒1340の地点
基点26 北緯33度55分08秒6952 東経135度04分55秒5642の地点
基点27 北緯33度55分10秒6283 東経135度04分51秒9162の地点
基点28 北緯33度55分04秒4487 東経135度04分48秒1762の地点

4 指定区域

基点1から28までの各点を順次結んだ線及び基点28と基点1とを結んだ線により囲まれた区域

和歌山県告示第676号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定し、平成17年和歌山県告示第1372号(海岸保全区域の指定)は、廃止する。

平成29年5月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 海岸の名称

和歌山県紀州灘沿岸産湯漁港海岸産湯地区

2 指定場所

和歌山県日高郡日高町大字産湯地先

3 基点の表示

基点1	北緯33度54分46秒2886	東経135度04分47秒2150の地点
基点2	北緯33度54分46秒5645	東経135度04分55秒7151の地点
基点3	北緯33度54分46秒0317	東経135度04分56秒9048の地点
基点4	北緯33度54分45秒8883	東経135度04分58秒1740の地点
基点5	北緯33度54分43秒8252	東経135度04分59秒6095の地点
基点6	北緯33度54分43秒6029	東経135度04分59秒5307の地点
基点7	北緯33度54分42秒7056	東経135度04分59秒8962の地点
基点8	北緯33度54分41秒0442	東経135度05分00秒7228の地点
基点9	北緯33度54分41秒4659	東経135度05分01秒1882の地点
基点10	北緯33度54分41秒1026	東経135度05分01秒6192の地点
基点11	北緯33度54分40秒5372	東経135度05分01秒1802の地点
基点12	北緯33度54分39秒2516	東経135度05分00秒4634の地点
基点13	北緯33度54分37秒8913	東経135度05分00秒6652の地点
基点14	北緯33度54分37秒0788	東経135度05分01秒0803の地点
基点15	北緯33度54分37秒2705	東経135度05分01秒5900の地点
基点16	北緯33度54分36秒7771	東経135度05分01秒9204の地点
基点17	北緯33度54分35秒3538	東経135度05分00秒5174の地点
基点18	北緯33度54分33秒4718	東経135度05分00秒0014の地点
基点19	北緯33度54分30秒7187	東経135度04分59秒7368の地点
基点20	北緯33度54分30秒0125	東経135度04分59秒1886の地点
基点21	北緯33度54分29秒6519	東経135度04分58秒9323の地点
基点22	北緯33度54分24秒0041	東経135度04分55秒3706の地点
基点23	北緯33度54分23秒4971	東経135度04分55秒0366の地点
基点24	北緯33度54分23秒1991	東経135度04分54秒7839の地点
基点25	北緯33度54分22秒9252	東経135度04分54秒4838の地点
基点26	北緯33度54分21秒0979	東経135度04分52秒3834の地点
基点27	北緯33度54分21秒2288	東経135度04分46秒4236の地点

4 指定区域

基点1から27までの各点を順次結んだ線及び基点27と基点1とを結んだ線により囲まれた区域

和歌山県告示第677号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成29年5月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 海岸の名称

和歌山県紀州灘沿岸田杭漁港海岸田杭地区

2 指定場所

和歌山県日高郡日高町大字阿尾地先

3 基点の表示

基点1	北緯33度53分30秒6455	東経135度03分50秒5926の地点
基点2	北緯33度53分32秒3093	東経135度03分52秒8449の地点
基点3	北緯33度53分34秒0802	東経135度03分53秒3518の地点
基点4	北緯33度53分34秒9380	東経135度03分52秒3573の地点
基点5	北緯33度53分35秒7175	東経135度03分53秒3780の地点

- 基点6 北緯33度53分35秒0933 東経135度03分54秒2644の地点
基点7 北緯33度53分35秒2497 東経135度03分55秒0738の地点
基点8 北緯33度53分34秒4568 東経135度03分55秒3077の地点
基点9 北緯33度53分34秒1522 東経135度03分54秒7568の地点
基点10 北緯33度53分30秒4333 東経135度03分54秒2015の地点
基点11 北緯33度53分30秒6091 東経135度03分53秒4492の地点
基点12 北緯33度53分29秒9516 東経135度03分52秒3964の地点
基点13 北緯33度53分29秒6217 東経135度03分50秒8212の地点

4 指定区域

基点1から13までの各点を順次結んだ線及び基点13と基点1とを結んだ線により囲まれた区域

和歌山県告示第678号

平成29年和歌山県告示第674号（海岸保全区域の指定）、平成29年和歌山県告示第675号（海岸保全区域の指定）及び平成29年和歌山県告示第677号（海岸保全区域の指定）に基づき、昭和38年和歌山県告示第323号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成29年5月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第3項から第7項までを削り、第8項を次のように改める。

8 小引漁港海岸

(1) 海岸の名称

和歌山県紀伊水道紀州灘沿岸小引漁港海岸小引地区

(2) 指定場所

和歌山県日高郡由良町大字小引地先

(3) 基点の表示

基点1 北緯33度59分03秒5434 東経135度05分26秒3199の地点

基点2 北緯33度59分01秒5202 東経135度05分29秒3164の地点

基点3 北緯33度58分59秒0326 東経135度05分29秒9489の地点

基点4 北緯33度58分54秒5436 東経135度05分26秒9318の地点

基点5 北緯33度58分50秒6594 東経135度05分22秒6459の地点

基点6 北緯33度58分52秒8722 東経135度05分20秒2101の地点

(4) 指定区域

基点1から6までの各点を順次結んだ線及び基点6と基点1とを結んだ線により囲まれた区域

第8項を第3項とする。

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第5号

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定による任期を定めた職員（以下「育休任期付職員」という。）及び同法第18条第1項の規定による任期を定めた短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の採用試験を次の要綱により実施する。

平成29年5月19日

和歌山県人事委員会事務局長 福 田 良 輔

平成29年度第1回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員採用試験要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容等

< 育休任期付職員採用試験 >

試験区分	採用予定人員	勤務地及び主な職務内容
一般事務・和歌山	5人程度	本庁における事務
一般事務・紀北	1人程度	和歌山県農林大学校における事務
一般事務・西牟婁	1人程度	紀南県税事務所における事務
建築・和歌山	1人程度	本庁における県立施設の施工管理及び建築指導等の事務

<任期付短時間勤務職員採用試験>

試験区分	採用予定人員	勤務地及び主な職務内容
一般事務・紀北	1人程度	伊都振興局健康福祉部における事務

上記表の採用予定人員又は勤務地は、職員の育児休業等の取得状況により変更する場合がある。変更となる場合の勤務地の範囲は、次の勤務地区分表のとおりとする。

勤務地区分表

区分	勤務地の範囲
和歌山	和歌山市、海南市、海草郡
紀北	橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡
西牟婁	田辺市、西牟婁郡

2 受験資格

次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人（準禁治産者を含む。）

3 試験の日時、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	平成29年7月9日（日） 午後1時	和歌山市 田辺市	平成29年7月下旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、合格者に通知する。また、和歌山県ホームページにも掲載する。
第2次試験	平成29年8月上旬	和歌山市	平成29年8月中旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者全員に通知する。また、和歌山県ホームページにも掲載する。

4 試験の方法及び内容

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	教養試験 (択一式)	300点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 (30題) <出題分野> 社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能	1時間30分
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査 なお、検査結果は、第2次試験の面接試験の参考資料とする。	

第2次試験	面接試験	420点	人物、能力、性格等についての個別面接	
-------	------	------	--------------------	---

試験の内容は、高等学校卒業程度とする。

最終合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県人事委員会事務局に申し込むこと。

ア インターネット

和歌山県ホームページの「例規・行政・統計・データ」欄の「電子申請」にある「和歌山県電子申請システム」から、画面上の指示に従って申し込むこと。

イ 郵送

所定の申込用紙（申込書、受験票及び写真票）に必要事項を記入し、写真票に顔写真を貼って、和歌山県人事委員会事務局まで郵送すること。また、封筒の表に「育休任期付職員受験申込み」又は「任期付短時間勤務職員受験申込み」と朱書きし、必ず簡易書留郵便にすること。

申込用紙は、和歌山県ホームページの「例規・行政・統計・データ」欄の「電子申請」にある「和歌山県電子申請システム」の「申請書ダウンロード」から印刷するか、次の配布場所において入手すること。

<申込用紙の配布場所>

和歌山県人事委員会事務局
 和歌山県パスポートセンター
 和歌山県庁正面玄関サービスステーション
 各振興局地域振興部総務県民課
 海草振興局建設部海南工事事務所
 東牟婁振興局申本建設部総務用地課

また、申込用紙を郵便で請求する場合は、切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

(2) 受付期間

ア インターネットによる申込みの場合

平成29年5月29日（月）午前10時から同年6月16日（金）午後4時までの間に受信したものを受け付ける。ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合がある。

イ 郵送による申込みの場合

平成29年5月29日（月）から受付を開始し、同年6月16日（金）までの消印のあるものを受け付ける。

(3) 受験票等の交付

ア インターネットによる申込みの場合

申込みが到達した場合は、整理番号とパスワードを記載した「申込完了通知メール」を自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「受付審査完了通知メール」を送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請システム内で発行する。受験票を発行した場合は、「受験票発行通知メール」を送信するので、指示に従い受験票ファイル及び写真票ファイルをダウンロードし、書面に印刷すること。写真票には、受験番号、氏名等を記入し、顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日に写真票に顔写真が貼られていない場合は、受験することができない。

イ 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書等の記載事項に不備があるときは、受理しない場合がある。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求により和歌山県人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。

おおむね平成29年9月から採用される予定であるが、職員の育児休業等の取得状況により各々の採用時期に違いがある。

また、職員の育児休業等の取得状況によっては、採用候補者名簿に登載されても採用されない場合がある（採用候補者名簿の有効期間は、原則1年である。）。

(2) 任期、勤務時間及び休日は、以下のとおりである。

なお、勤務において時間外勤務（休日の勤務を含む。）等をする場合がある。

< 育休任期付職員 >

○任期 おおむね10か月以上3年未満

○勤務時間 午前9時から午後5時45分まで

○休日 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「祝日」という。）、年末及び年始

< 任期付短時間勤務職員 >

○任期 おおむね1年以内

なお、育児短時間勤務（地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）に係る期間の延長の範囲内で任期を延長する場合がある。

○勤務時間 午後1時から午後4時50分までの週19時間10分

○休日 日曜日、土曜日、祝日、年末及び年始

(3) 採用時の給料月額は、おおむね以下のとおり（平成29年4月1日現在）であるが、経歴その他に応じて一定の額（例：公務員の経歴は10割換算額、民間企業の正規職員の経歴は8割換算額等）が加算される。

試験区分	給料月額	適用給料表
育休任期付職員 （一般事務・和歌山） （一般事務・紀北） （一般事務・西牟婁） （建築・和歌山）	150,500円	行政職給料表
任期付短時間勤務職員 （一般事務・紀北）	74,440円	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員行政職給料表

このほか職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）等の定めに従い、育休任期付職員については、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。任期付短時間勤務職員については、上記のうち、扶養手当、住居手当等、支給されない手当がある。

7 試験結果の開示について

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験 不合格者	得点及び順位	合格発表の日から1か月 （日曜日、土曜日及び祝日を除く。） 午前9時（開示期間の初日は合格 発表後）から午後5時45分まで
第2次試験	第2次試験 受験者	(1) 第1次試験の得点及び順位 (2) 第1次試験の得点と第2次試験の得点 を合わせた総合得点及び総合順位	

8 その他

この試験についての問合せは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

湯浅町から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年5月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
湯浅都市計画下水道の変更
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

湯浅町から、都市計画の決定の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年5月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
湯浅都市計画下水道
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

監 査 公 表

和歌山県監査公表第10号

平成29年2月23日付け監査報告第19号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年5月19日

和歌山県監査委員 江 川 和 明
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 濱 口 太 史
和歌山県監査委員 鈴 木 太 雄

- 1 和歌山県税事務所
監査実施年月日 平成29年1月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

- (1) 平成27年度の県税収入率は98.4%で、前年度と同率であり、平成27年度末の収入未済額は、約8億4,767万円となっており、前年度末に比し約4,198万円減少している。
個人県民税の収入未済額は、県税全体の約67%を占めていることから、管内市町への職員派遣や地方税法(昭和25年法律第226号)第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。
また、加算金及び延滞金についても、適切な債権管理により収入未済額の縮減に努められたい。
- (2) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。
- (3) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

注意事項

- (1) 平成28年度税務運営基本方針及び税務運営重点項目に基づき以下のような取組を行っている。
ア 個人県民税の包括的な徴収対策の実施
個人県民税の徴収強化のため、昨年度に引き続き管内市町と県職員の派遣協定を締結し、和歌山市及び海南市に対しては効率的な進行管理や効果的な滞納整理の手法についての助言や共通滞納者に対する合同捜索を行うとともに、海南市及び紀美野町に対しては地方税法第48条に基づく県による直接徴収などにより市町の個人住民税に係る徴収活動の支援を行っている。
さらに、市町との緊密な連携を図るため、定期的に会議や研修会等を開催し、滞納縮減、滞納整理の進行管理、現年度の徴収強化や滞納整理手法の情報交換や徴収確保のための調査及び研究を行っている。
イ 事務所の滞納整理の強化
昨年度に引き続き「和歌山県税事務所徴収対策本部」を設置し、具体的な数値での徴収目標や行動目標を掲げ、特に現年課税分の現年中での滞納整理と滞納整理困難事案に対する徹底した滞納処分(捜索、タイヤロック及び公売等)の強化を図り、県税収入の確保に一層努めるとともに、滞納者が今後納期限内に納税するような意識改革に繋がる徴収対策の確立を目指し、効率的かつ効果的な滞納整理を進めている。
- (2) 外出承認で処理したために支給されなかった旅費については、追給を行うとともに、旅行命令と外出承認との区分について職員に周知徹底し、適正な事務処理を行うよう指導した。
- (3) 備品の現有調査を実施し、現在高と現物との照合を行い、適正に処理を行った。
今後このようなことのないよう、正確な物品管理簿の作成及び備品の適正な管理について職員に周知徹底を行った。

2 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター

監査実施年月日 平成29年1月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成27年度末で約1,937万円となっており、前年度末に比し約210万円増加している。 今後も、子ども未来課及び障害福祉課と債権管理の方策について十分協議を進めるとともに、文書や電話による催告及び自宅訪問による納付指導など、徴収に向けた取組を行い、未収額の縮減を図られたい。 (2) 旅費不支給となる旅行命令において、旅費を支給していた事例があったので、適正に処理されたい。 	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 児童福祉施設入所負担金の未収金については、生活困窮や虐待等の理由で家庭での養育が困難となった児童を施設に入所措置したことにより発生したものであり、月単位の納入はあるものの、低所得者の増加等により、より厳しい状況となっている。 このため、個別具体的な事情を考慮しながら文書、電話及び家庭訪問を行い納付指導を行うとともに、生活困窮により迅速な納付が困難な納入義務者においては納付誓約書を徴収するなど時効が成立しないよう注意しながら、粘り強く分納指導を行っている。 さらに、納付指導に応じない滞納者に対しては、随時財産状況を調査し、子ども未来課及び障害福祉課と協議を行いながら、法的措置を検討していく。 (2) 誤って支出した旅費の返納処理を行うとともに、職員に対して旅費が不支給となる旅行の区分について周知徹底した。

- (3) 旅行命令を誤り、旅費の過渡しが生じ、戻入されていた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。
- (4) 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。
- (5) 扶助費の支出について、適用すべき単価を誤り過渡ししていた事例があったので、適正に処理されたい。
- (6) 児童の一時保護に関する業務の委託契約について、受託者からの請求内容の確認を怠り過年度支出を行っていた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。
- (7) 児童福祉施設入所者負担金の調定について、事実認定を誤ったことにより負担金の過納が生じ、返還を行っていた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。
- (8) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が発生していたので、後は事故防止に注意し、車両の適正な管理に努められたい。

検討事項

市道から県施設に至る約300mの進入路については、県施設利用者のみならず、隣接する病院等へのアクセス道路として、また、付近住民の生活道路として使用されている状況であることから、市道への移管等に向け関係機関と協議を進められたい。

- (3) 旅行命令の誤りがないよう、旅行命令簿を2人以上でチェックするとともに、職員に対し、旅行命令簿の記載方法について周知徹底した。
- (4) 平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に基づき、正規の勤務時間外に公用車を運転した場合は、超過勤務命令を受けるよう、職員に周知徹底した。
- (5) 過渡しとなった扶助費の返納処理を行うとともに、2名以上の職員で請求内容を確認し、適正に支出するよう努めている。
- (6) 2名以上の職員で請求内容を確認し、適正に支出するよう努めている。
- (7) 児童福祉施設入所者負担金の決定を行う際は、法令に基づき戸籍や所得の調査を行うなど、事実認定に誤りが生じないよう努めている。
- (8) 交通安全研修を行い、道路交通法（昭和35年法律第105号）を遵守し、運転には十分注意するよう、職員に周知徹底した。

検討事項

子ども未来課において、関係機関（和歌山市及び関西電力株式会社）との協議を進めていく予定である。

3 和歌山県公営競技事務所

監査実施年月日 平成29年1月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 平成5年度に発生した横領事件に係る弁償金について、平成27年度末における未収額は約2億14万円となっている。 引き続き未納者の収入状況等を十分把握の上、債権管理に努められたい。 (2) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。 (3) 場外車券売場等からの歳入金、資金前渡者名義の口座で受け入れていたので、適正に処理されたい。 <p>検討事項</p> <p>和歌山競輪場北側の河川管理用通路は、公営競技事務所長が使用者として管理しているが、付近住民の生活道路として利用されている状況であることから、市道への移管等に向け関係機関と協議を進められたい。</p>	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) これまでの弁済状況や未納者の収入状況等現状を把握し、必要に応じて接触を図る等、弁済指導を行い、消滅時効とならないよう債権管理を行う。 (2) 旅行命令と外出承認との区分について十分に確認を行い、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。 (3) 歳入金については、資金前渡者名義の口座での受入れをやめ、適正な会計処理を行うよう、受入方法を改めた。 <p>検討事項</p> <p>市道等への移管に向け、商工観光労働総務課とともに関係機関（国土交通省及び和歌山市）との協議を開始した。</p>

4 和歌山県工業技術センター

監査実施年月日 平成29年1月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>平成28年3月25日付け人第495号人事課長通知に基づき、正規の勤務時間外に公用車を運転した場合は、超過勤務命令を受けるよう、職員に周知徹底した。</p>

5 和歌山下津港湾事務所

監査実施年月日 平成29年1月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 港湾施設使用料並びに不法占拠による損害賠償金及び強制執行費用の平成27年度末の収入未済額は約920万円となっており、前年度末に比し約799万円減少している。</p> <p>今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 和歌山県マリナー条例(平成7年和歌山県条例第16号)に基づく行為の許可及び工作物等の設置の許可について、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>ア 物品の販売(自動販売機の設置等)に係る行為の許可の内容と実際の設置場所及び台数に相違があった。また同行為に係る使用料の算定に誤りがあった。</p> <p>イ 工作物等の設置に係る使用料の算定に誤りがあった。</p> <p>(3) 岸壁、棧橋及び物揚場の使用料及び公文書開束手数料において、次の不適切な事例が全体の半数を超えていたので、適正に処理されたい。</p> <p>ア 和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第28条第3項の規定と異なり、収納した現金の金融機関への払込みが遅延していた。</p> <p>イ 現金出納簿において、金融機関への払込日が実際の払込日と相違していた。</p> <p>(4) 旅行命令簿の復命欄において、命令権者確認印の押印漏れの事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 収入調定票において、決裁権者の押印漏れの事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(6) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> <p>(7) 支出負担行為票において、決裁権者の押印漏れの事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(8) 工事請負代金額の3割以上の増額となる変更契約において、契約保証金を増額していない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 未納者の現状把握に努めるとともに、文書通知、電話による督促及び催告を組み合わせた滞納整理を行い、未収金の一層の削減を図るよう、取り組んでいる。</p> <p>(2) 次のとおり対応した。</p> <p>ア 設置場所及び台数が許可の内容と異なる自動販売機等については、設置者から実態に合致した許可申請書を提出させ、内容精査の上許可を行うとともに、許可なく設置していた期間の使用料に関しては不当利得として納付させた。</p> <p>使用料の算定に関しては、自動販売機を土地に設置した場合の使用許可において、それぞれの設備の消費税納付の要否について検討を進め、適切に対処する。</p> <p>イ 使用料の算定に関しては、工作物等を土地に設置した場合の使用許可において、それぞれの設備の消費税納付の要否について検討を進め、適切に対処する。</p> <p>(3) 次のとおり対応した。</p> <p>ア 和歌山県財務規則第28条第3項の規定に従い、歳入金を収納したときは、速やかに当該歳入金を指定金融機関等に払い込むよう、適正に処理する。</p> <p>イ 金融機関への払込日と実際の払込日が同日になるよう、適正に処理している。</p> <p>(4) 決裁者印の押印漏れがないよう、徹底している。</p> <p>(5) 決裁権者の押印漏れがないよう、徹底している。</p> <p>(6) 物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合を行い、両者に相違がないよう処理した。</p> <p>(7) 決裁権者の押印漏れがないよう、徹底している。</p> <p>(8) 変更契約時には、契約保証金についても変更の有無を確認し、適正に処理している。</p>